
高石市障害福祉計画

平成19年3月

高 石 市

はじめに

わが国における障害者施策は、昭和 56 年(1981 年)に国際連合が「国際障害者年」を定めたことを契機に、それまでは社会全体として顧みられることの少なかった「障害者」の社会における「完全参加と平等」をめざした取り組みが国内外で始まりました。

本市では、平成 6 年に「共に生きるまち、たかいし」を基本理念とした地域福祉計画を策定し、さらに平成 12 年には、地域福祉計画の基本理念や基本視点等の趣旨を踏まえ、「共につくり、共にくらす 福祉のまち・たかいし」を基本理念とした「高石市障害者計画」を策定し、障害者福祉施策の推進を図ってまいりました。

平成 15 年に、障害者福祉サービスの提供において利用者の自己決定を基本とした支援費制度へ改められ、平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、障害の種類にかかわらず福祉サービスが共通の制度により提供されるようになりました。一方、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みになるなど、近年において、障害者福祉制度は大幅な改正がなされました。

これらのことを受け本市では、障害者にとりまく制度の改正に留意しながら、サービスの提供体制や円滑な実施を確保するため、障害福祉計画の策定を行いました。

今後は、本市の都市目標である「人間都市・高石」ならびに行政全般の総合的な方針を示す「第 3 次高石市総合計画」の基本理念であります「小さな輝きが広がる和みのまち」をめざすとともに、本計画に基づく障害者へのサービスの提供や円滑な実施に向け、一層の充実に取り組んで参りたいと考えておりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり積極的なご審議をいただきました高石市障害者施策推進協議会の皆様をはじめ関係各位に対して厚くお礼を申し上げます。

平成 19 年 3 月

高石市長 阪口伸六

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	4
第4節 制度見直しの概要	5
第5節 計画の視点	8
第2章 高石市の現状	9
第1節 障害者の状況	10
第2節 障害福祉サービスの現状	13
第3章 計画の基本方向	21
第1節 計画の理念	22
第2節 計画の目標	22
第3節 施策の展開方向	26
第4章 障害福祉サービスの提供体制	27
第1節 障害福祉サービスの充実	28
第2節 障害者の雇用、就労の促進	36
第3節 総合的な居住支援	38
第4節 相談支援体制の充実	39
第5章 計画の推進体制	43
資 料	
資料－1 高石市障害者施策推進協議会条例	46
資料－2 高石市障害者施策推進協議会名簿	48
資料－3 用語解説	49
資料－4 高石市障害福祉計画（案）に対する 市民の意見と高石市障害福祉計画への反映について	53

第 1 章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

我が国では、平成15年度に支援費制度が開始され、サービスの利用形態が措置制度から契約制度へと変わりつつある中、支援費制度は利用者数が飛躍的に増加するなど、障害のある人の生活を支えるサービスとして定着してきました。

高石市においては、平成12年度を計画期間のスタートとした「高石市障害者計画」を策定し、「共につくり、共にくらす 福祉のまち たかいし」を基本理念に、障害者の自己決定を尊重した主体的な生活の支援と地域における「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の実現に向け、市民、事業者、行政の協働による取り組みを進めてきました。

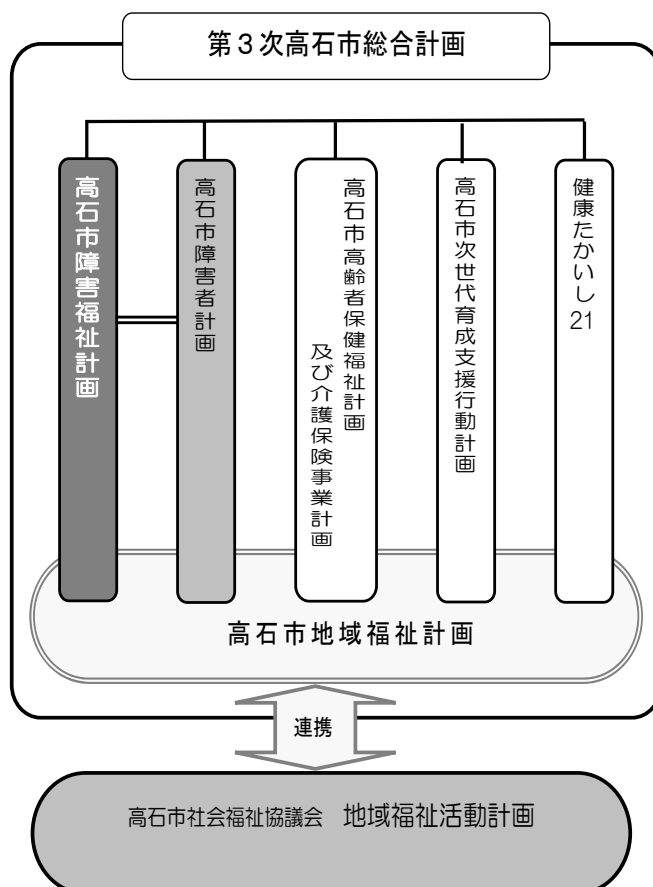
しかし、サービス利用が急激に増加する中、ホームヘルプサービス等をはじめとする居宅介護事業等の整備が十分でないことや精神障害者に対する福祉サービスが支援費制度の対象外となっていたこともあり、サービス基盤の整備が不十分な状況となっています。

また、長年にわたり障害福祉サービスを支えてきた現行の施設や事業体系についても、利用者の入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態が乖離するなどの現状も見られ、障害のある人が地域の中で自立した生活が送れるように、地域生活への移行支援や就労支援、相談支援等の基盤づくりといった新たな課題も浮かび上がってきています。

国ではこのような課題に対応するため、平成17年10月に「障害保健福祉の総合化」「自立支援型システムへの転換」「制度の持続可能性の確保」を基本的視点として、「障害者自立支援法」を制定し、障害福祉サービスの一元化、就労支援の強化、費用負担の見直しが行われました。

この計画は、このような国の流れ及び高石市の障害福祉サービス施策における課題に対応するとともに、今後、障害のある人が地域の中で自立した生活を送ることができるよう支援していくための目標及び具体的な取り組みを明らかにするために策定するものです。

■高石市障害福祉計画の位置づけ



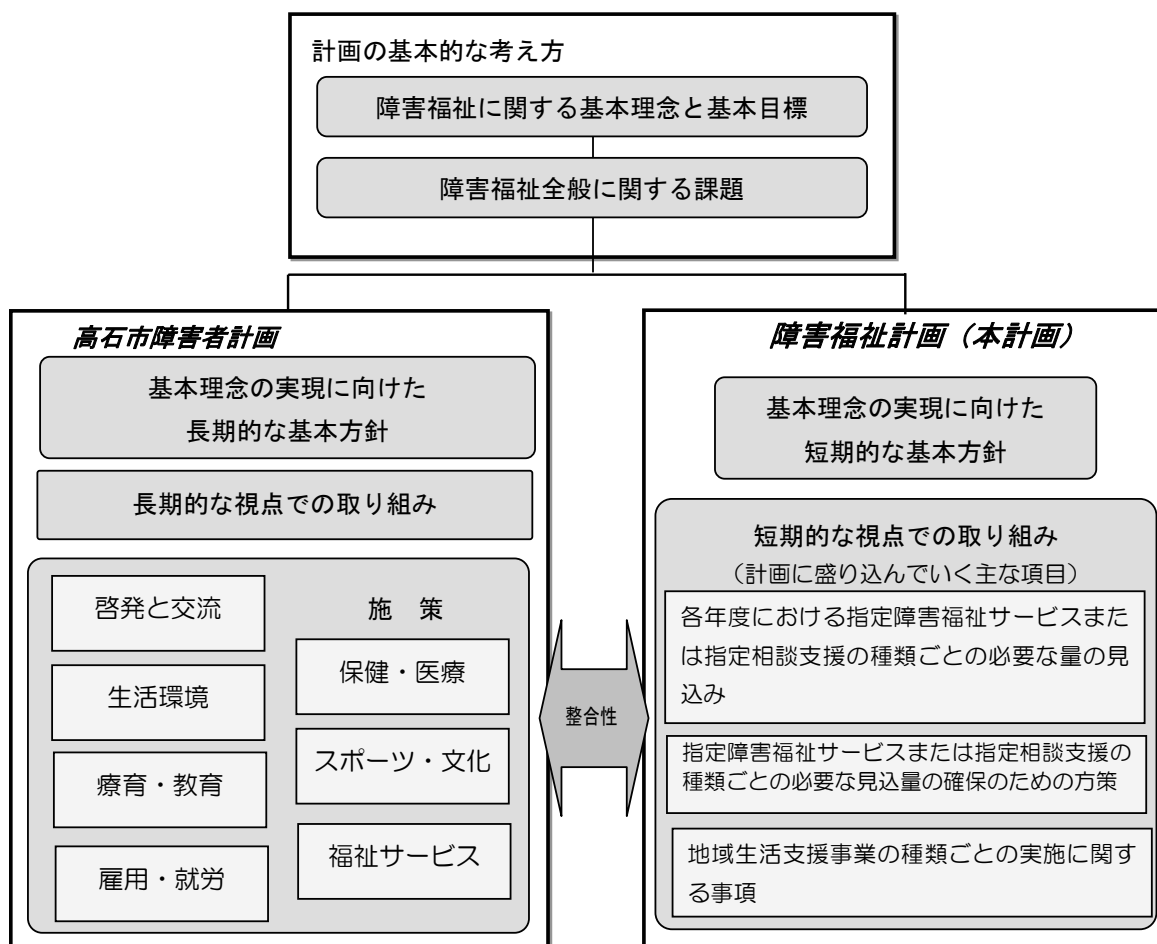
第2節 計画の位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第 88 条 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、今後、高石市が進めていく障害福祉サービスにかかわる給付、その他支援施策の方向性及び目標を定めるものです。

また、障害のある人の支援については、さまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があることから「高石市総合計画」や「高石市障害者計画」等の上位計画、関連計画との整合性を有したものとします。

なお、「高石市障害福祉計画」は、「高石市障害者計画（平成 12 年）」の基本理念や基本的な考え方・基本方向などを共有し、策定しています。

■高石市障害者計画と障害福祉計画の関係



第4節 制度見直しの概要

(1) 障害者自立支援法のポイント

障害福祉サービスの一元化（平成18年4月施行）

① 3障害（身体、知的、精神）の一元化

障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを提供。

② 実施主体の市町村への一元化

市町村が福祉サービスの提供に関する事務を一元的に行えるようにするとともに、国と都道府県はそれをサポートする仕組みに改正。

利用者本位のサービス体系に再編（平成18年10月施行）

① 介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の創設

障害者の自立を一層支援するため、「施設」の単位ではなく、機能に応じた「事業」の単位に再編。新体系は、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の3つに再編。

② 「日中活動の場」と「住まいの場」の分離

入所施設のサービスを日中の活動にかかわるサービス（日中活動事業）と基本的な生活にかかわる居住支援サービス（居住支援事業）に分け、施設にいても、他の日中サービスを選べるなど、住まいを含め障害者が自分にあったサービスの選択が可能。

③ 地域の社会資源の活用

通所施設などを運営する主体が限られていたが、NPO法人、医療法人なども運営できるよう、規制を緩和。

労働支援の抜本的強化（平成18年10月施行）

① 就労移行支援事業等の創設

障害のある人が地域で自立して生活していくうえで、就労できる環境を整備することが重要であり、障害のある人の就労支援を強化するため、「就労移行支援事業」等の事業を新たに創設。

支給決定の透明化・明確化（平成18年4月から障害程度区分認定開始）

① 客観的な尺度（障害程度区分）の導入

支援の必要度に関する客観的な尺度として、全国一律の障害程度区分を導入。障害程度区分は、サービスの必要性を明らかにするために、障害のある人の心身の状態を総合的に示す区分。

② 支給決定のプロセスを透明に

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を明確にし、支給決定のプロセスの透明化を図る。

費用をみんなで負担し合う仕組みの強化（平成18年4月施行）

① サービスの量と所得に着目した負担に

障害者が福祉サービス等を利用した場合に食費等の実費負担や利用したサービス量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。

② 国の費用負担を義務づける

福祉サービス等の費用について、市町村に対して国が財政補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改正。

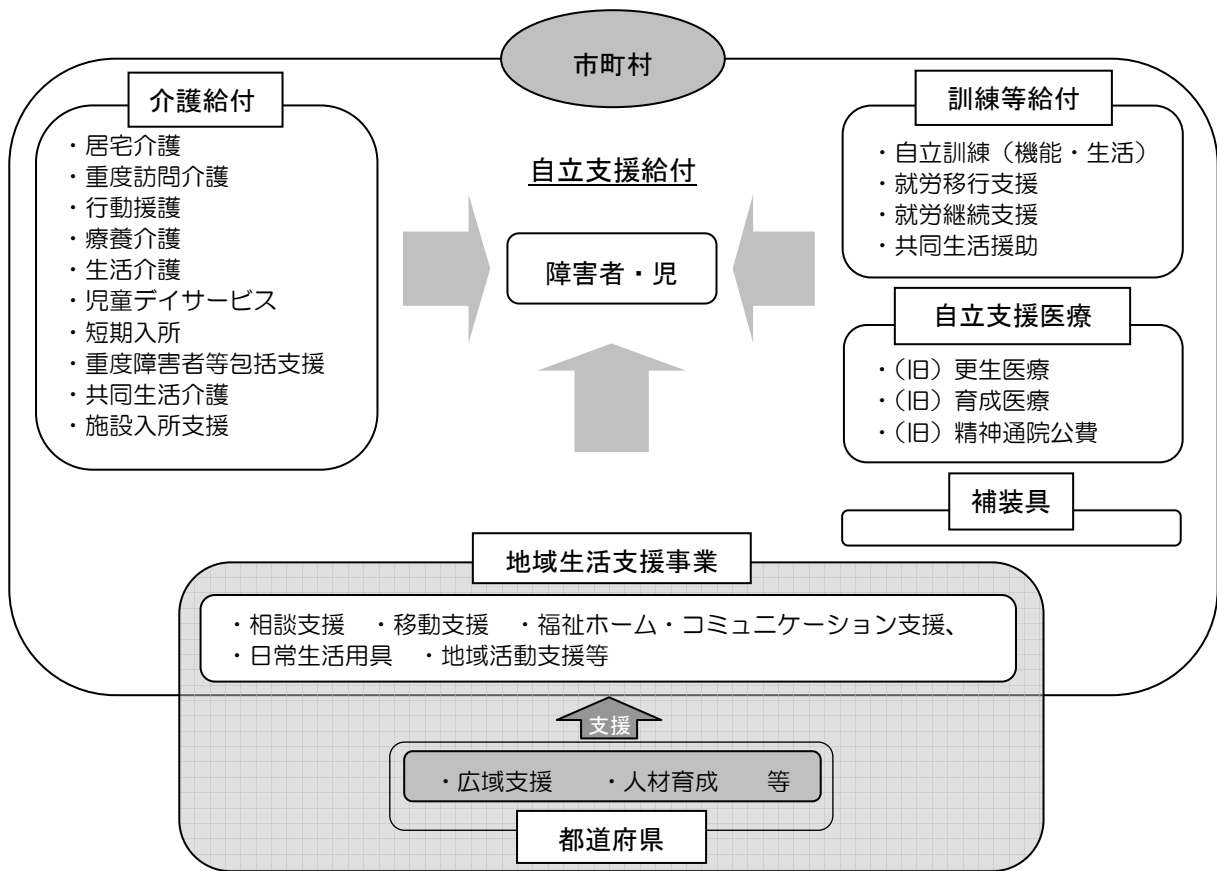
(2) 総合的な自立支援システムの確立

障害者自立支援法の施行に伴い、給付体系が変わります。

国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助（裁量的経費）のもと、地域の実情に応じて、実施される「地域生活支援事業」が創設されます。

障害者自立支援法における障害福祉サービス等の給付体系は現行の支援費制度や精神保健福祉制度から、利用しやすい制度にしていくことがめざされています。

■総合的な自立支援システムの構築



第5節 計画の視点

(1) 障害のある人の自己決定・自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービス、その他の支援を受けつつ自立と社会参加を実現していくためには、障害福祉サービスの提供基盤の整備は必要不可欠となります。

(2) 三障害種別に分断された制度の一元化

障害福祉サービスについては、その実施主体として市町村が責任を持つことを基本とするとともに、これまで身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化し、立ち遅れている精神障害者等に対するサービスの充実及び障害のある人すべてに対する福祉サービスの充実を図ることが必要となります。

(3) 新たな課題に対応したサービス基盤の整備

障害のある人の自立を支援する観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムの実現をめざし、身近な地域におけるサービス拠点づくりやボランティア、NPO、住民団体等による福祉活動、インフォーマルサービス等の地域資源を最大限に活用し、基盤整備を進めることが重要となります。

第2章 高石市の現状

第1節 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者数の推移

平成14年度から平成18年度（各10月1日）までの5年間の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、年々増加する傾向にあり、平成18年10月1日では、2,054人（含重複所持）、総人口の3.4%となっています。

一方、等級別構成比の推移をみると、『重度』（「1級」と「2級」の合計）については、半数近くとなっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移表

区 分		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1級	計	619	603	564	561	567
	18歳未満	26	24	25	24	22
	18歳以上	592	579	539	537	545
2級	計	425	417	406	390	379
	18歳未満	8	8	8	7	6
	18歳以上	417	409	398	383	373
3級	計	345	357	359	373	389
	18歳未満	12	11	8	8	10
	18歳以上	333	346	351	365	379
4級	計	364	394	416	465	491
	18歳未満	2	2	2	3	4
	18歳以上	362	392	414	462	487
5級	計	134	142	147	142	146
	18歳未満	1		1	1	2
	18歳以上	133	142	146	141	144
6級	計	67	70	79	76	81
	18歳未満					
	18歳以上	67	70	79	76	81
合計	計	1,954	1,984	1,972	2,008	2,054
	18歳未満	50	46	45	44	45
	18歳以上	1,904	1,938	1,927	1,964	2,009
人口（推計人口）		61,696	61,394	61,244	61,126	60,613
比率（対総人口%）		3.2%	3.2%	3.2%	3.3%	3.4%

注) 人口は、各年10月1日現在。推計人口は、住民基本台帳登載者及び外国人登録者数の毎月の増減を国勢調査人口に加減して算出

療育手帳所持者数の推移

平成14年度から平成18年度（各10月1日）までの5年間の療育手帳所持者数の推移をみると、年々増加する傾向にあり、平成18年10月1日では、322人、総人口の0.5%となっています。一方、等級別構成比の推移をみると、『重度』（「A」）については、約6割となっています。

■療育手帳所持者数の推移表

区 分		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
A	計	182	179	184	183	179
	18歳未満	57	53	52	48	46
	18歳以上	125	126	132	135	133
B1	計	62	62	62	62	66
	18歳未満	14	15	13	12	14
	18歳以上	48	47	49	50	52
B2	計	50	58	67	68	77
	18歳未満	31	35	39	38	50
	18歳以上	19	23	28	30	27
合計	計	294	299	313	313	322
	18歳未満	102	103	104	98	110
	18歳以上	192	196	209	215	212
人口（推計人口）		61,696	61,394	61,244	61,126	60,613
比率（対総人口%）		0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%

注）人口は、各年10月1日現在。推計人口は、住民基本台帳登載者及び外国人登録者数の毎月の増減を国勢調査人口に加減して算出

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成14年度から平成18年度（各10月1日）までの5年間の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、減少する傾向にあり、平成18年10月1日では、269人、総人口の0.4%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移表

区 分		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1級	計	130	125	117	110	99
	18歳未満	1	1			
	18歳以上	128	124	117	110	99
2級	計	174	168	160	155	139
	18歳未満	1	1			
	18歳以上	173	167	160	155	139
3級	計	42	36	34	30	31
	18歳未満					
	18歳以上	42	36	34	30	31
合計	計	346	329	311	295	269
	18歳未満	2	2			
	18歳以上	344	327	311	295	269
人口（推計人口）		61,696	61,394	61,244	61,126	60,613
比率（対総人口%）		0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%

(2) 障害程度区分認定の状況

平成 18 年 10 月からの新事業体系への移行に当たり、9 月末日までに障害程度区分の認定を終えた人数は 100 人となっています。

なお、平成 18 年 9 月末における障害者程度区分（二次判定）別の認定状況をみると次表のようになっています。

■障害程度区分の認定状況（二次判定）＜平成 18 年 9 月末現在＞ 単位：人

障害程度区分		非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
判定総数			7	27	19	24	11	12	100
身体障害者	視覚		3						3
	聴覚			2	1	1			4
	肢体不自由		1	13	3	8	3	10	38
	内部障害			2	1				3
計			4	17	5	9	3	10	48
知的障害者			1	10	15	17	9	10	62
精神障害者			2	6	1	3			12
単純合計			7	33	21	29	12	20	122
重複率			0%	22%	11%	21%	9%	67%	22%

また、平成 18 年 10 月 1 日現在のサービス別・障害程度区分毎の支給決定者数をみると次表のようになっています。

■サービス別・障害程度区分毎の支給決定者数＜平成 18 年 10 月 1 日現在＞ 単位：人

障害程度区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
居宅介護		7	20	9	13	3	8	60
居宅における身体介護		1	3	4	6	2	8	24
通院介助（身体介護を伴う）								
家事援助		6	16	4	6	1		33
通院介助（身体介護を伴わない）								
通院等乗降介助			1	1	1			3
重度訪問介護							1	1
行動援護								
療養介護								
生活介護								
短期入所			6	11	15	9	7	48
重度障害者等包括支援								
共同生活介護			4	5	2		1	12
施設入所支援								
介護給付費 計		7	30	25	30	12	17	126
自立訓練（機能訓練）								
自立訓練（生活訓練）								
宿泊型自立訓練								
就労移行支援								
就労移行支援（養成施設）								
就労継続支援 A 型								
就労継続支援 B 型								
共同生活援助								
訓練等給付費 計								
介護給付費・訓練等給付費（旧法施設支援を除く） 計		7	30	25	30	12	17	126

注）児童デイサービスの 5 人は上表に含まれていません。

第2節 障害福祉サービスの現状

(1) 支援費サービスの状況

1) 居宅生活支援費の利用状況

■ホームヘルプサービス

平成15年度から平成17年度（各年10月）の3年間のホームヘルプサービスの利用状況の推移をみると、次表のように年々大幅な増加傾向にあります。

■ホームヘルプサービスの利用状況の推移表

			平成15年10月	平成16年10月	平成17年10月
身体障害者 居宅介護	身体介護	(人)	7	9	11
		(時間)	150	163	212
	家事援助	(人)	7	13	16
		(時間)	87	179	188
	日常生活支援	(人)			2
		(時間)			170
知的障害者 居宅介護	身体介護	(人)		3	3
		(時間)		35	28
	家事援助	(人)		5	6
		(時間)		35	53
精神障害者 居宅介護	身体介護	(人)	2	3	6
		(時間)	21	11	37
	家事援助	(人)	4	7	7
		(時間)	20	35	44
障害児 居宅介護	身体介護	(人)	1	3	3
		(時間)	27	44	76
	家事援助	(人)		1	1
		(時間)		22	21

■ガイドヘルプサービス

平成15年度から平成17年度（各年10月）の3年間のガイドヘルプサービスの利用状況の推移をみると、次表のように知的障害者において大幅な増加傾向にあります。

■ガイドヘルプサービスの利用状況の推移表

			平成15年10月	平成16年10月	平成17年10月
身体障害者 居宅介護	移動	(人)	12	17	16
		(時間)	506	704	568
	移動介護	(人)			2
		(時間)			57
知的障害者 居宅介護	移動	(人)	5	8	15
		(時間)	93	171	190
	移動介護	(人)			
		(時間)			
精神障害者 居宅介護	移動	(人)			
		(時間)			
	移動介護	(人)			1
		(時間)			3
障害児 居宅介護	移動	(人)			6
		(時間)			30
	移動介護	(人)			
		(時間)			

■短期入所、デイサービス等

平成 15 年度から平成 17 年度（各年 10 月）の 3 年間の短期入所（ショートステイ）、デイサービス等の利用状況の推移をみると、次表のように身体障害者、知的障害者の短期入所（ショートステイ）の利用日数や身体障害者のデイサービスが増加する傾向にあります。

■短期入所、デイサービスの利用状況の推移表

				平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
短期入所	身体障害者	利用人数	(人)	1		2
		利用日数	(時間)	4		10
	知的障害者	利用人数	(人)	5	6	5
		利用日数	(時間)	29	32	36
	精神障害者	利用人数	(人)			
		利用日数	(時間)			
障害児	利用人数	(人)	1			
	利用日数	(時間)	2			
児童デイサービス		利用人数	(人)			
		利用日数	(時間)			
身体障害者デイサービス		1 日平均利用実人員			1	5
知的障害者デイサービス		1 日平均利用実人員				

■グループホーム

平成 15 年度から平成 17 年度（各年 10 月）の 3 年間のグループホームの利用状況をみると、知的障害者のグループホームにおいて、10 人強の利用が続いています。

■グループホームの利用状況の推移表

		平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
知的障害者グループホーム	(利用実人員)	11	11	12
精神障害者グループホーム	(利用実人員)			

2) 施設支援費の利用状況

■身体障害者施設

平成 15 年度から平成 17 年度（各年 10 月）の 3 年間の身体障害者施設の利用状況をみると、身体障害者更生施設及び身体障害者療護施設で利用があります。

■身体障害者施設の利用状況の推移表

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
身体障害者更生施設	3	2	1
身体障害者療護施設	10	10	12
身体障害者授産施設			
身体障害者通所授産施設			
身体障害者福祉工場			
身体障害者小規模通所授産施設			
身体障害者福祉ホーム			

注) 入所・通所を合わせた日中に当該施設を利用している利用実人員

■知的障害者施設

平成15年度から平成17年度（各年10月）の3年間の知的障害者施設の利用状況をみると、知的障害者更生施設（入所）では25人が、知的障害者授産施設（入所）では4人、知的障害者授産施設（通所）では60人弱の利用があります。

■知的障害者施設の利用状況の推移表

		平成15年10月	平成16年10月	平成17年10月
知的障害者更生施設	(入所)	23	25	25
	(通所)			
知的障害者授産施設	(入所)	4	4	4
	(通所)	53	58	59
知的障害者福祉工場				
知的障害者小規模通所授産施設				
知的障害者通所寮		1	1	
知的障害者福祉ホーム				

(2) その他サービスの状況

1) 手話奉仕員等派遣事業の状況

平成15年度から平成17年度の3年間の手話奉仕員等派遣事業の状況をみると、「手話」については、平成17年度では要約筆記が開始されたこともあり減少しています。「要約筆記」については、平成17年度から開始され、22回、37.5時間の利用がありました。

■手話奉仕員等派遣事業の利用状況推移表

区 分		平成15年度	平成16年度	平成17年度
手話	回数	59回	66回	38回
	延べ派遣時間	81.5時間	99.5時間	60.5時間
要約筆記	回数	平成17年度から開始		22回
	延べ派遣時間			37.5時間

2) 補装具、日常生活用具給付状況

平成15年度から平成17年度の3年間の補装具の交付・修理状況をみると、平成17年度では交付が473件、修理が52件、合計525件となっています。

■補装具の交付・修理状況の推移表

単位：件数

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	品 名
交付	483	479	473	下肢装具、車いす等
修理	94	93	52	下肢装具、車いす等
合 計	577	572	525	

また、平成15年度から平成17年度の3年間の日常生活用具の給付状況をみると、平成16年度及び平成17年度では合計54件となっています。

■日常生活用具給付状況の推移表

単位：件数

品名	平成15年度	平成16年度	平成17年度
浴槽	0	1	0
湯沸器	1	2	2
便器	0	0	0
盲人用テープレコーダー	1	1	0
視覚障害者用ポータブルレコーダー		7	2
盲人用時計	6	3	3
特殊便器	0	0	1
特殊寝台	0	4	2
訓練用ベッド	1	0	1
特殊マット	0	2	1
点字タイプライター	2	0	0
盲人用電卓	1		
電磁調理器	3	0	3
歩行支援用具	2	3	7
入浴補助用具	4	6	6
特殊尿器	0	0	0
火災警報器	0	0	0
自動消火器	0	0	0
盲人用体温計（音声式）	1	0	0
入浴担架	0	0	0
体位変換器	0	0	0
透析液加温器	0	0	1
パーソナルコンピュータ	2	0	1
酸素ボンベ運搬車	0	0	0
聴覚障害者用屋内信号装置	0	0	0
視覚障害者用拡大読書器	0	2	2
移動用リフト	0	0	0
重度障害者用意志伝達装置	0	0	0
ネブライザー	3	2	1
点字図書	4	2	2
聴覚障害者用通信装置	1	4	5
携帯用会話補助装置	1	1	0
盲人用体重計	2	1	1
文字放送デコーダー	0	0	2
聴覚障害者用情報受信装置	3	1	1
歩行時間延長信号機用小型送信機	0	0	0
電気式たん吸引器	2	3	3
点字ディスプレイ	0	0	0
居宅生活動作補助用具	1	4	3
視覚障害者用活字文書読上げ装置	2	0	0
点字毎日	4	4	3
ユーコン	0	0	0
酸素吸入器	0	0	0
吸引器（大阪府基準分）	0	1	1
携帯トイレ	0	0	0
頭部保護帽	2	0	0
合計	49	54	54

3) 相談事業

平成15年度から平成17年度の3年間の相談事業の状況をみると、次のようになっています。

■身体障害者の更生援護（相談）の推移

		取 扱 実人員	相 談 の 内 容									計	
			身 体 障 害 者 手 帳	更 生 医 療	補 装 具	職 業	在 宅	施 設	医 療 保 健	生 活	そ の 他		
平成15年度	身体障害者	視覚障害	43	17	17	2	1	2	1	1	2	43	
		聴覚・平衡機能障害	77	38	38						1	77	
		音声・言語・そしゃく機能障害	54	12	12		10			8	12	54	
		肢体不自由	316	130	10	130	1	40	5			316	
		内部障害	97	52	20	20				4	1	97	
	計	587	249	30	217	3	51	7	5	10	15	587	
	その他の者（手帳のない者・18歳未満の者）	80	12		63			4		1	80		
平成16年度	身体障害者	視覚障害	39	15	6	1	15	1			1	39	
		聴覚・平衡機能障害	74	17	56	1						74	
		音声・言語・そしゃく機能障害	8	2	3		3					8	
		肢体不自由	208	116	10	68	1	6	3	1	2	1	208
		内部障害	181	87	34	110		2		2		1	236
	計	510	237	44	243	3	26	4	3	2	3	565	
	その他の者（手帳のない者・18歳未満の者）										0		
平成17年度	身体障害者	視覚障害	19	5	10	1	2	1				19	
		聴覚・平衡機能障害	45	14	31							45	
		音声・言語・そしゃく機能障害	1				1					1	
		肢体不自由	207	80	21	57	2	35	5	3	3	1	207
		内部障害	141	53	29	112		2		1			197
	計	413	152	50	210	3	40	6	4	3	1	469	
	その他の者（手帳のない者・18歳未満の者）										0		

資料：福祉報告例第16表より

また、知的障害者では、次のように療育手帳や施設、生活、職業などに関する相談が多くなっています。

■知的障害者相談の推移

	相談 実人員	相 談 の 内 容									計
		療育 手帳	職親 委託	職 業	在 宅	施 設	医 療 保 健	生 活	教 育	そ の 他	
平成15年度	178	73		28	36	85	18	51	12	54	357
平成16年度	126	72		24	6	54	9	51	3	15	234
平成17年度	120	62		32	6	62	21	40	2		225

資料：福祉報告例第28表より

精神障害に関する相談では、社会復帰・生活支援に関する相談や居宅生活支援事業の利用に関する相談内容が多くなっていますが、いずれも減少する傾向にあります。

また、問題区分別にみると、精神障害者の社会復帰・生活支援をめぐる問題の相談が大半を占めていますが、年々減少する傾向にあります。

年齢区分別にみると、40～64歳が多くなっていますが、減少する傾向にあります。また、65歳以上についても40～64歳と同様に減少する傾向にありますが、20～39歳では、増加気味の傾向にあります。

■精神障害に関する相談の推移（相談内容別）

	相談内容区分	居宅生活支援事業の利用に関する相談	社会復帰・生活支援相談	医療に関する相談	その他	計
平成15年度	相談実数	8	15	6	4	33
	相談延べ数	99	252	76	24	451
	訪問実数	2				2
	訪問延べ数	33	30	11	3	77
	相談・訪問計	132	282	87	27	528
平成16年度	相談実数	9	30	4	8	51
	相談延べ数	66	231	53	45	395
	訪問実数	6	6	1		13
	訪問延べ数	17	49	7	1	74
	相談・訪問計	83	280	60	40	469
平成17年度	相談実数	11	30	9	10	60
	相談延べ数	42	168	51	31	292
	訪問実数	5	2	2		9
	訪問延べ数	16	24	5	2	47
	相談・訪問計	58	192	56	33	339

資料：市町村精神保健福祉業務年報より

■精神障害に関する相談の推移（問題区分別）

	問題区分	精神障害者の社会復帰・生活支援をめぐる問題	高齢者に関する問題	アルコールに関する問題	薬物に関する問題	思春期に関する問題	心の健康づくりに関する問題	その他	計
平成15年度	相談実数	20	6					6	32
	相談延べ数	349	12					90	451
	訪問実数	2							2
	訪問延べ数	62						15	77
	相談・訪問計	411	12					105	528
平成16年度	相談実数	38						13	51
	相談延べ数	300	1					94	395
	訪問実数	12						1	13
	訪問延べ数	65						9	74
	相談・訪問計	365	1					103	469
平成17年度	相談実数	38	1				1	20	60
	相談延べ数	206	2				1	83	292
	訪問実数	7						2	9
	訪問延べ数	40						7	47
	相談・訪問計	246	2				1	90	339

資料：市町村精神保健福祉業務年報より

■精神障害に関する相談の推移（年齢区分別）

	年齢区分	0～19歳	20～29歳	40～64歳	65歳以上	年齢不詳	
平成15年度	相談実数	1	6	17	9		33
	相談延べ数	1	96	259	95		451
	訪問実数			1	1		2
	訪問延べ数		9	53	15		77
	相談・訪問計	1	105	311	110	1	528
平成16年度	相談実数		21	26	4		51
	相談延べ数		133	195	67		395
	訪問実数		4	8	1		13
	訪問延べ数		7	31	36		74
	相談・訪問計		140	226	103		469
平成17年度	相談実数		27	29	4		60
	相談延べ数		116	159	16	1	292
	訪問実数		3	6			9
	訪問延べ数		14	24	9		47
	相談・訪問計		130	183	25	1	339

資料：市町村精神保健福祉業務年報より

第3章 計画の基本方向

第1節 計画の理念

共につくり、共にくらす地域をめざし、 障害のある人の自立した生活を実現するサービスの充実

「高石市障害者計画」では、「共につくり、共にくらす 福祉のまち・たかいし」を基本理念とし、次の4つの基本方向をめざしています。

- ◆互いの人権を尊重し、一人ひとりが主体的に取り組む社会づくり
- ◆すべての障害者が自立した生活を営める地域づくり
- ◆積極的な社会参加や参画をすすめる社会づくり
- ◆福祉・保健・教育が連携した総合的な支援が実践されるまちづくり

本計画では、これら基本理念や基本方向をふまえ、障害者の「完全参加」と「平等」を基礎とし、障害者施策の根幹である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を地域で実現するとともに、障害者の自己決定と主体的な生活を支援し、自立した生活を地域の中で実現できるよう、自立支援給付、地域生活支援事業をはじめとした各種福祉サービスの充実を図り、地域生活の基盤整備を進めるものとします。

第2節 計画の目標

障害者（児）の地域生活への移行支援や就労支援など、新たな課題に対応していくため、障害福祉のサービス量を見込み、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

平成23年度末時点の施設入所者数について、大阪府の数値目標に基づき、現在の施設入所者の7%以上を削減することを基本としつつ、現在の施設入所者の20%以上が地域に移行することを目指します。

項目	数値	考え方
現入所者数(A)	42人	平成17年10月1日の人数
目標年度入所者数(B)	39人	平成23年度末見込
目標値(削減見込)(C)	3人	(A) - (B)
	7.1%	※ (A)の7%以上削減
目標値(地域移行数)(D)	9人	地域移行者数(施設退所予定者数)
	21.4%	※ (A)の20%以上

※(A) = 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)の入所者数の合計値

※(B) = (現在の入所者) - (地域移行予定者) + (新規入所者)

※(D) = 府立大規模施設からの地域移行者 + 府立大規模施設以外の施設における「地域移行対象者」 - 「訓練サービス対象者」数

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成 24 年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」(平成 14 年患者調査で全国分約 7 万人)の解消をめざします。

項目	数値	考え方
現在数	9人	平成 17 年度精神科在院患者調査から求めた退院可能精神障害者数 ※大阪府実施調査による
目標値 (減少数)	8人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数

(3) 福祉施設から一般就労への移行

① 一般就労に関する数値目標

平成 23 年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を、現在の移行実績の 4 倍以上とすることをめざします。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	1.1 人	平成 16 年度施設調査の就労者数を、平成 17 年度施設利用者比率で按分した数 ※大阪府実施調査による
目標値(目標年度の年間一般就労移行者数)	4.4 人 4倍	平成 23 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

② 就労移行支援事業に関する数値目標

現時点での福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が平成 23 年度までに就労移行支援事業を利用することをめざします。

項目	数値	考え方
現在の福祉施設利用者 (A)	101 人	平成 17 年 10 月時点の 3 障害施設系サービス合計値
就労移行支援事業利用者 (B)	20 人 20.0% (B/A)	平成 23 年度における就労移行支援事業利用者

③ 就労継続支援事業に関する数値目標

平成 23 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は A 型事業を利用することをめざします。

項目	数値	考え方
就労継続支援事業の利用者数(A)	17 人	平成 23 年度末における就労継続支援事業の利用者数
うち A 型事業利用者数 (B)	6 人 35.0 % (B/A)	平成 23 年度における就労継続支援事業 (A 型) の利用者

(4) 障害福祉サービスの見込み一覧

1) 自立支援給付の見込み一覧

※中間値（月単位表示）

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
訪問系 及び 短期 入所	居宅介護	945 時間	1,414 時間	1,513 時間	1,921 時間
	重度訪問介護				
	行動援護				
	重度障害者等包括支援				
	短期入所	52 人日	89 人日	92 人日	113 人日
日中 活動系	生活介護	0 人日	894 人日	1,143 人日	2,604 人日
	自立訓練(機能訓練)	0 人日	0 人日	0 人日	22 人日
	自立訓練(生活訓練)	0 人日	22 人日	22 人日	132 人日
	就労移行支援	0 人日	88 人日	110 人日	429 人日
	就労継続支援(A型)	0 人日	0 人日	0 人日	154 人日
	就労継続支援(B型)	0 人日	44 人日	110 人日	308 人日
	旧法施設支援	2,452 人日	1,816 人日	1,644 人日	0 人日
	療養介護	0 人	1 人	1 人	1 人
	児童デイサービス	12 人日	15 人日	15 人日	21 人日
居住系	共同生活援助(GH)	14 人	35 人	39 人	43 人
	共同生活介護(CH)				
	施設入所支援	0 人	14 人	18 人	38 人
相談支援(サービス利用計画作成)		1 人	10 人	10 人	12 人

2) 地域生活支援事業の見込み一覧

			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
相談支援事業	相談支援事業					
	障害者相談支援事業		2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	地域自立支援協議会		1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	市町村相談支援機能強化事業		箇所	箇所	箇所	箇所
	住宅入居等支援事業		箇所	箇所	箇所	箇所
	成年後見制度利用支援事業		1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
コミュニケーション支援事業	コミュニケーション支援事業					
	手話通訳者派遣事業		30 人日	60 人日	60 人日	60 人日
	要約筆記者派遣事業		15 人日	30 人日	30 人日	30 人日
日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業					
	介護・訓練支援用具		1 件	9 件	11 件	17 件
	自立生活支援用具		11 件	24 件	28 件	38 件
	在宅療養等支援用具		5 件	17 件	17 件	17 件
	情報・意思疎通支援用具		8 件	7 件	7 件	7 件
	排泄管理支援用具		135 件	362 件	362 件	362 件
住宅改修費		3 件	4 件	4 件	4 件	
移動支援事業			29 箇所	29 箇所	29 箇所	29 箇所
			61 人	71 人	82 人	113 人
			5,427 時間	12,485 時間	14,117 時間	18,773 時間
地域活動支援センター基礎的事業			1 箇所	2 箇所	4 箇所	4 箇所
			15 人	25 人	58 人	69 人
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型		0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所
	地域活動支援センターⅡ型		1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	地域活動支援センターⅢ型		0 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所
その他事業	日中一時支援事業	全体	20 人	25 人	25 人	25 人
			381 人日	990 人日	1,160 人日	1,305 人日
		うち日帰りショートステイ	20 人	20 人	20 人	20 人
		381 人日	400 人日	440 人日	585 人日	
	経過的デイサービス		144 日			
		7 人分				

※平成 18 年度は半年単位、平成 19 年度以降は年度単位表示

第3節 施策の展開方向

障害者自立支援法の施行により障害者（児）保健福祉の仕組みが抜本的に変わることとなりました。障害者（児）の地域生活支援の核となる施設や事業体系については、平成23年度までの概ね5年間で、新たな体系に、順次、移行していくことになっています。

「高石市障害福祉計画」は、本市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に進めていくものです。

「高石市障害者計画」に基づき、障害保健福祉をとりまく改革の動向と市内の実状を的確にふまえ、計画的に整備を進めていきます。

特に、本計画においては、障害福祉サービスの方策に加えて、障害者（児）の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援体制及び情報提供の充実等の施策の展開を進めます。

そのため、本計画においては、4つの施策の展開に基づき、計画的に障害福祉サービスの提供体制の確保を進めていくものとします。

■施策の展開

1. 障害福祉サービスの充実	(1) 自立支援給付
	(2) 地域生活支援事業
	(3) 障害福祉サービスの円滑な提供・実施のための方策
2. 障害者の雇用・就労の促進	(1) 雇用機会の拡大を進める就労支援体制の強化
	(2) 雇用への移行を促進する支援策の充実
	(3) 雇用の場の提供・確保
	(4) 事業所・企業への総合的な支援
3. 総合的な居住支援	(1) 居住の場の確保
	(2) 居住の継続支援
4. 相談支援体制の充実	(1) 総合的な相談体制の構築
	(2) 利用者本位のサービス提供体制の充実
	(3) 障害者のケアマネジメント体制の整備

第4章 障害福祉サービスの提供体制

第1節 障害福祉サービスの充実

障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるように、平成15年4月から支援費制度が始まり、利用者が急増しました。また、サービス提供について自治体間で大きな格差が生じていることや精神障害のある人が制度の対象外となっているなど、支援費制度が抱える課題が浮き彫りになりました。このような課題に対応し、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営めることができるように、「障害者自立支援法」が施行されました。

この国の動向をふまえ、制度の趣旨について理解を求めるとともに、公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化、明確化を行い、福祉サービスの充実を図ります。

■施策の体系

障害福祉サービスの充実	(1) 自立支援給付
	(2) 地域生活支援事業
	(3) 障害福祉サービスの円滑な提供・実施のための方策

(1) 自立支援給付

平成18年10月（一部平成18年4月から実施）から、新サービスが実施されました。それにともない、障害の種別ごとに複雑に組み合わせられていた施設・事業体系は「介護給付」にあたる居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、ショートステイ（短期入所）、重度障害者等包括支援、ケアホーム（共同生活介護）、施設入所支援と、「訓練等給付」にあたる自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、グループホーム（共同生活援助）の2種類の体系に再編されました。

① 訪問系サービスの見込み及び確保のための方策

身体障害・知的障害・精神障害のある人で、日常生活上支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる「居宅介護（ホームヘルプサービス）」の提供を行います。

重度の肢体不自由者を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスとして「重度訪問介護」の提供を行います。

知的・精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対しては、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動

中の介護など、「行動援護」サービスの提供を行います。常時介護を要する重度障害のある人を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に行う「重度障害者等包括支援」を提供します。

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

障害者（児）の自己決定権を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進する観点から、多様な事業者の参入を促進していきます。

特に、精神障害者の利用要件が緩和され、需要が増加することが見込まれることから、新たな事業所の確保を進めていきます。

また、重度の身体障害者・知的障害者及び日常生活を営むのに支障がある難病患者等の家庭にホームヘルパーを派遣している現在の事業の拡充に努めます。

さらに、今後の事業者参入移行を把握するとともに、制度の改正にとまなうサービス提供の変更点などの情報提供に努めます。

② 短期入所の見込み及び確保のための方策

介護者が病気の場合などにおける、障害者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行う「短期入所（ショートステイ）」の提供を行います。

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

サービス利用者に対し制度の改正について周知を図り、サービス内容に関する理解を深めていただくとともに、サービス利用者の把握に努めます。

特に、障害者やその家族が、緊急時等においてショートステイを利用しやすいように市内における施設確保や広報・PRによるサービス利用方法等の周知策に取り組み、事業の充実を図ります。

③ 日中活動系サービスの見込み及び確保のための方策

常時介護を要する障害のある人を対象とした、主として日中に障害者（児）支援施設などで行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供などを行う「生活介護」を提供します。

自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練などを行う「自立訓練（生活訓練）」を提供します。

職場実習など、就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練などを行う「就労移行支援」を提供します。

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人を対象に、就労機会の提供および就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行う「就労継続支援」を提供します。

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

大阪府及び近隣市町村と連携しながら、新体系サービスメニュー実施事業者の適正な配置の調整に努めます。

また、利用者の状況に応じた、新体系サービスへの円滑な移行を促進するとともに、今後のサービス提供事業者に対して、サービス利用者の動向やサービス内容などに関する情報提供を行い、参入の促進を図ります。

さらに、養護学校やハローワークなどの就労支援機関、企業等との連携のもとに、就労支援策の強化を図り、就労継続支援（A型）への円滑な移行を促進します。

④ 療養介護の見込み及び確保のための方策

主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行う「療養介護」の提供を行います。

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

今後、サービス提供事業者に対して、サービス利用者の動向やサービス内容などに関する情報提供を行い、参入の促進を図ります。

⑤ 児童デイサービスの見込み及び確保のための方策

障害のある児童が、肢体不自由児施設や知的障害児施設等の施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等のサービスを受けることができるように、「児童デイサービス」を提供します。

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

利用者のサービス利用意向の把握を行い、供給基盤の整備を図ります。

⑥ 居住系サービスの見込み及び確保のための方策

夜間や休日において、共同生活を営む住居で相談やその他の日常生活上の援助を行う「共同生活援助（グループホーム）」を提供します。

夜間や休日において、共同生活を営む住居で入浴、排せつ、食事の介護などを行う「共同生活介護（ケアホーム）」を提供します。

施設入所者を対象に、主として夜間に行われる、入浴、排せつ、食事の介護などを行う「施設入所支援」を提供します。

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

施設入所支援について、利用者の状況に応じた施設入所が行われるよう、利用者の把握に努めます。

さらに、地域の受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者や社会福祉施設に入所中の障害者（児）の地域生活移行を進めていくことが求められていることから、制度の趣旨や新規サービスの内容などに関する情報を提供し、サービス事業者の参入促進に努めグループホーム・ケアホームの誘導・整備を進めます。

⑦ 相談支援の見込み及び確保のための方策

入所・入院から地域生活へ移行するため、6か月程度の一定期間集中的な支援を必要とする場合、単身で生活し、自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難であり、計画的な支援を必要とする場合、又は重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する方のうち重度訪問介護等他の障害福祉サービスの支給決定を受けた場合のいずれかに該当する際（施設入所者、自立訓練、重度障害者等包括支援、グループホーム及びケアホーム利用者を除く）に、利用する障害福祉サービスの種類・内容などの事項を定めたサービス利用計画の作成等に要する費用（「サービス利用計画作成費」）を支給します。

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

利用者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に応じたサービス支給決定が行われるよう、各種相談事業との連携を図ります。また、相談支援事業の効果的な実施の観点から、住民に身近な地域での公民一体となった関係機関のネットワーク構築を図るため、地域自立支援協議会の設置を進めます。

(2) 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者自立支援法第77条において市町村が実施主体であると位置づけられた法定化された事業です。障害のある人が、障害福祉サービス、その他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、様々な事業による支援を行います。

地域の特性や利用者の状況に応じて本市が自主的に柔軟に提供すべき事業として実施する地域生活支援事業は、サービス供給主体と連携して整備することが必要です。そのため、無認可作業所の法定施設への移行など、サービス供給主体が円滑に新体系サービスへ移行できるよう支援するとともに、新体系サービスへの移行を促進する中で、事業体系を整理し、障害福祉サービスの確保に努めます。

また、市内においてサービス提供の要望が強い日中ショートステイ施設など、市内において日中一時支援サービスの充実が図れるように努めます。

■地域生活支援事業の事業類型別実施事業

事業類型	必須事業	その他事業
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者相談支援事業 ・ コミュニケーション支援事業 ・ 日常生活用具給付事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センター機能強化事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中一時支援事業 ・ 社会参加促進事業 ・ 経過的デイサービス事業 ・ 訪問入浴サービス事業 ・ 更生訓練費給付事業 ・ 施設入所者就職支度金給付事業

① 障害者相談支援事業

障害者相談支援事業は、障害者（児）の相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者（児）が自立した生活を送れるようにすることを目的に実施します。

また、こうした障害者相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者（児）を支えるネットワークの構築が求められるため、「地域自立支援協議会」を設置し、中立・公平な相談支援事業を行うほか、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発等を推進します。

■障害者相談支援事業の概要

項目	内容
実施主体	高石市
委託・補助の有無	委託等による実施
設置箇所数の考え方	障害者福祉センターおよび市内の身体・知的・精神の相談支援事業者において実施する。
障害種別対応の考え方	既存の事業所がこれまで培ってきたノウハウを生かし、障害種別ごとに特化したきめ細かな相談支援の事業体制を提供する。

■地域自立支援協議会の概要

項目	内容
実施主体	高石市
委託・補助の有無	委託等による実施
参加予定機関	高石市、社会福祉協議会、サービス提供事業者、委託指定相談支援事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者等
主な機能	福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保 困難事例への対応のあり方に関する協議・調整等
障害者施策推進協議会との役割分担	<p>【高石市障害者施策推進協議会の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者計画及び障害福祉計画についての策定並びに進捗状況等の進行管理 ◆ 障害者（児）に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること及び障害者（児）に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

障害者相談支援事業	「地域自立支援協議会」を設置し、中立公平な相談支援事業を確保し、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発等を進めます。
地域自立支援協議会	公正・中立性を保つため、また、各種相談機関の有する情報やノウハウの共有化を図り障害者（児）の地域生活を支援する体制づくりを検討します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる低所得であって、重度の知的障害者及び精神障害者の方に対し、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成し、これらの障害者（児）の方の権利擁護を図ります。今後、サービス提供事業者等へ事業の周知を行い、利用促進を図ります。

② コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者（児）に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

利用対象者の様々なニーズに的確に応えられるよう、手話通訳登録者等の確保ならびに質の向上に取り組みます。

③ 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業は、重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的に実施します。

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

今後、利用者の負担を軽減する観点からより低廉な価格で提供していくために、特に継続的給付が必要なものについて購入方法を検討していきます。

④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者（児）のために外出の移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に実施します。

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

ガイドヘルパーによる障害者（児）の外出支援サービスのニーズは高く、利用人数、利用量ともに増加が見込まれます。障害者（児）の地域における自立生活や社会参加を促進する観点から、サービス提供事業者の確保を図り、提供量の拡大などサービスの充実に努めます。

⑤ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化事業は、地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、障害者（児）の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。創作的活動や生産活動機会の提供を「基礎的事業」として実施し、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の事業形態を実施します。

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

地域活動支援センター	Ⅰ型	精神保健福祉士を配置し、医療福祉、地域の社会基盤との連携、ボランティア育成、普及啓発事業等を行います。 精神障害者地域生活支援センターから地域活動支援センターⅠ型への円滑な移行を促進するとともに、利用者の状況に応じた多様なサービス提供の確保を図ります。
	Ⅱ型	機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるなど身体障害者のデイサービスの事業を行います。
	Ⅲ型	小規模作業所として5年以上の実績があることが条件です。障害者の無認可通所作業所の移行先とします。

⑥ 経過的デイサービス事業

経過的デイサービス事業は、障害者デイサービス事業を実施している事業所が、平成18年10月に地域活動支援センター等への移行が困難な場合にあって、その機能の有効な活用を図る観点から平成18年度に限り引き続き事業を実施し、障害者（児）の自立の促進、生活の質の向上を図る事業です。

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

平成19年4月から新体系へ移行していくことを前提に、平成18年10月～平成19年3月まで2箇所の事業所で実施していきます。

⑦ 日中一時支援事業

障害者（児）の日中における活動の場を確保し、障害者（児）の家族の就労支援及び障害者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として事業を実施します。

【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

日中一時支援事業は、これまでショートステイにおいて実施していた日中のサービスが、日帰りのショートステイというサービス形態となったものです。障害児の家族等からのニーズが多く見られるため、事業者の確保を図りサービスの充実に努めます。

⑧ 社会参加促進事業

スポーツ教室・文化教室などの受け入れ態勢（手話通訳者など）を含めた参加メ

ニューの充実を図り、活動への参加機会の充実を検討します。また、社会参加を促進するための公共施設をはじめとした施設のバリアフリー化の促進に努めます。障害者が個性あふれる一人の人間として、もてる能力を発揮するための支援や障害児が地域の活動に参加しやすいしくみを検討していきます。

(3) 障害福祉サービスの円滑な提供・実施のための方策

① 障害福祉施策推進のための人材の確保・育成

身体・知的・精神の3障害について共通の基盤のもとでサービスを展開することとなり、支援を担う人材の育成が求められています。また、精神障害者の退院促進の流れの中で、よりいっそうの精神保健福祉にかかわる人材の充実が求められています。そのため、障害者（児）の個別性に対応する技術の習得のための研修開催など、人材育成のための支援に努めます。

② サービス提供事業者の育成・確保

障害福祉サービスの充実を図るためには、事業者の育成・確保を進めていく必要があります。そのため、介護サービス事業所等への情報提供等により、新規参入を促進します。また、利用者が事業者選択に活用できる事業所情報の提供を行います。さらに、多様な障害特性に対応できる援助技術の共有化に向けた、事業者連絡会の開催や事業所間の情報交流など連携体制を構築します。

③ 公平・公正な障害程度区分認定の実施及び支給決定プロセスの透明化

平成18年4月から、障害者に対する支援の必要度に関する客観的な尺度として障害程度区分認定を実施しています。障害程度区分は、サービスの必要性を明らかにするため、障害者（児）の心身の状態を総合的に示す区分となります。障害程度区分認定に当たっては、障害の状態等の的確な把握に努め、特記事項の審査判定への反映が行われるよう、手話通訳者等の派遣や認定審査会及び認定調査員に対する研修の実施などに努めます。

また、支援の必要度に応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を明確にし、支給決定のプロセスの透明化を図ります。

第2節 障害者の雇用、就労の促進

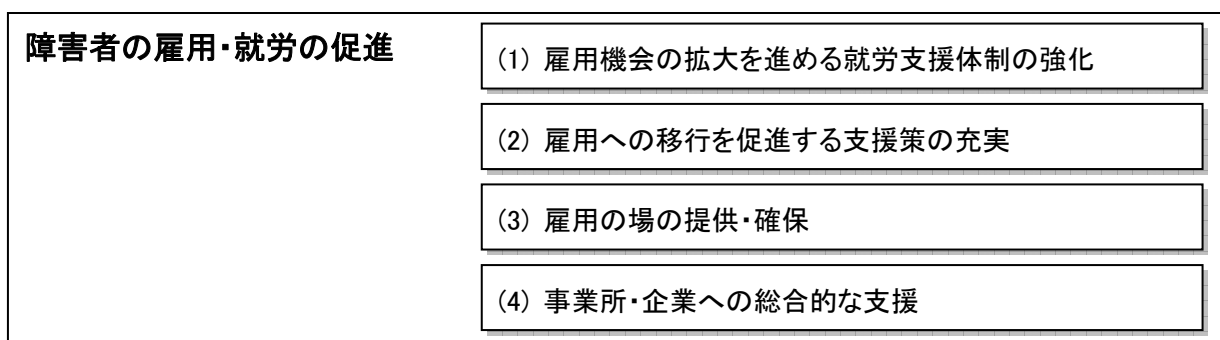
【現状・課題の認識】

障害者自立支援法においては、障害者の就労促進をめざす方向性がうたわれ、同法の施行に伴い、障害者雇用促進法が改正され、精神障害者に対する雇用対策の強化など障害者の就労支援が拡充されました。

今後は、労働・福祉各関係機関との連携強化により、障害者の雇用の受け入れ先となる企業等の確保をさらに進めていく必要があります。

障害者の就労支援を抜本的に強化していくことが要請されている中で、市としても、従来の取り組みを引き続き推進していくとともに、地域特性や本人・保護者の意向もふまえて、障害者の就労支援をさらに強化していくことが求められます。

■施策の体系図



【取り組み方策】

(1) 雇用機会の拡大を進める就労支援体制の強化

◆新たなネットワーク構築による連携の強化

大阪府、公共職業安定所、養護学校、障害福祉サービス提供事業所、行政など労働・福祉各関係機関とのさらなる連携強化を図ります。

◆就労体験学習実施可能企業の確保

就労に向けた体験実習などが実施可能な企業の確保に努めます。

(2) 雇用への移行を促進する支援策の充実

◆就労移行支援事業の推進

一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる障害者で、一般企業への就労を希望する人、技術を習得して在宅で就労を希望する人に、一定期間一般企業の雇用移行支援を行う「就労移行支援事業」を推進します。

◆就労継続支援事業の推進

雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害者で、「就労移行支援事業」により一般企業への雇用に結びつかなかった人や、養護学校を卒業して雇用に結

びつかなかった人等を対象に、雇用に基づく就労機会の提供や一般企業への雇用に向けた支援等を行う「就労継続支援事業」を推進します。

◆就労継続支援事業(B型)の推進

就労の機会を通じて、生産活動にかかわる知識及び能力の向上が期待される障害者で、一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面から雇用されることが困難な人等に対し、一定の賃金水準に基づく継続した就労機会の提供、雇用形態への移行支援を行う「就労継続支援事業（B型）」を推進します。

◆トライアル雇用の活用等による就労移行に向けた支援策

養護学校や授産施設、関係団体のネットワーク強化による「トライアル雇用」（一定期間の試行的雇用）や「ジョブコーチ」（障害者の就労支援を行う人）の活用等により就労移行に向けた支援策の強化を図ります。

(3) 雇用の場の提供・確保

就労を希望する障害者が多いものの、実際の就労の機会は限定されています。大阪府や関係機関等との連携を図りながら、障害者と受け入れ企業の双方に対して障害者就労の場を確保するための支援に努めます。また、一般企業での就労が困難な障害者に対して、時間や仕事の内容など、状況に応じた福祉的就労の場の確保にも努めます。

◆就職に係る相談・指導・情報提供の充実

一般企業での就職を希望する障害者に対し、ハローワーク、泉州北障害者就業・生活支援（準備）センター等の関係機関と連携しながら、就職相談などに取り組みます。このため、就労支援センター等を通じて、就職希望をもつ障害者の把握に努めるとともに、企業に対しては法定雇用率や各種助成（特定求職者雇用開発助成金等）、障害者雇用促進運動の実施等に関する情報提供に取り組み、障害者雇用に関する意識啓発を図ります。また、関係機関と連携し、パソコンやインターネットを利用した在宅勤務など、多様な就労に向けた支援策について検討をすすめます。

また、関係機関と連携し、障害者を積極的に受け入れている企業についての情報や障害者に対して企業が求めている能力等の情報を提供することによる障害者施設の就職窓口を支援し、実効ある指導に努めます。

◆技能の習得支援

ハローワーク等の関係機関と連携を図り、障害者が就職先企業に円滑に適応できるよう、企業における就職体験プログラムや職場実習の実施などの適応促進策実施に向けて検討していきます。また、障害者に対するパソコン研修など必要な技能の習得を支援します。

◆福祉的就労の場の充実

一般企業等による雇用が困難な障害者が、それぞれの状況に応じて仕事を選択できるよう、授産施設・作業所等の整備とプログラムの充実を図り、福祉的就労の場の充実をめざします。

このため、授産施設・作業所等の事業安定に向けた相談対応など、支援の充実を図るほか、無認可作業所の法定施設への移行に向け支援を行います。また、当事者にとって最適な作業・プログラムの開発、実施に向けた施設の取り組みに対して、支援策を検討します。

(4) 事業所・企業への総合的な支援

◆受け入れ企業に対する支援

ハローワーク等の関係機関と連携し、障害者の受け入れ企業が直面する施設整備、職能訓練等の課題についての相談・指導など、障害者を雇用する企業に対する支援を検討します。

第3節 総合的な居住支援

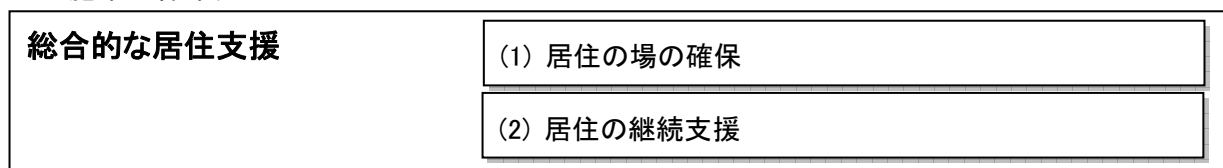
【現状・課題の認識】

受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院の入院患者や施設入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められているなかで、障害者（児）の地域生活移行に向けて、地域住民の理解の促進が重要となります。

また、障害者（児）の地域生活における相談とともに、地域のさまざまなネットワークとの調整を図りながら、総合的な地域生活支援を行うための仕組みが必要となります。現在、一人ひとりの状況に応じた相談を行っていますが、今後、住居の確保に関する相談支援や居住後の地域生活が安定するまでの継続的・包括的な支援体制が求められます。

一方、地域における障害者（児）への理解を促進し、グループホームやケアホーム等地域における居住の場の整備をさらに進めていく必要があります。

■施策の体系図



【取り組み方策】

(1) 居住の場の確保

◆共同生活援助(グループホーム)の整備

障害のある人が、地域の中で自立生活の場を確保することができるように、少人数で共同生活を行う場としての共同生活援助（グループホーム）の導入に向けた活動に対する支援や公営住宅等へのグループホーム設置の促進について関係機関へ働きかけます。

◆共同生活介護(ケアホーム)の整備

介護を要する知的障害者または精神障害者が、共同生活の場において日常生活の世話、介護サービス等を受ける共同生活介護（ケアホーム）の導入に向けた活動に対する支援を行います。

(2) 居住の継続支援

◆包括的な支援体制の構築

障害者が地域で自立した生活を送れるよう、障害者やその家族に対して、保健福祉サービス、行政上の手続き、介助者情報、生活一般における相談等、生活に関する総合的な相談・指導を行う体制づくりに努めます。

また、障害者が地域で孤立することを防ぎ、安心して自立生活を送れるよう、社会福祉協議会等と連携し、地域の見守り活動（小地域ネットワーク）を展開します。

さらに、障害者福祉センター、障害者就業・生活支援（準備）センター、相談支援事業者等が連携を強化し、相談、サービス利用、就労支援、居住支援までを包括的に行える支援体制の構築を検討します。

◆広報・啓発の強化・充実

これまで展開してきた広報・啓発に関わる施策の強化・充実を通じて、地域の障害者（児）への理解の促進に努めます。

第4節 相談支援体制の充実

【現状・課題の認識】

障害福祉サービスを適切に利用し、また、地域での生活を継続していくためには、相談支援体制の充実を図る必要があります。本市の相談体制を充実させていくためには、3障害（身体、知的、精神）の障害特性に配慮し、ケアマネジメントの手法を活用して相談支援ができる体制を整備していくことが求められています。今後は、相談支援事業者間における連携を促進するとともに、行政における相談窓口や地域自立支

援協議会との連携による総合的な相談体制の構築を進めていくことが必要です。

また、障害者（児）が適切な支援を受けるためには、障害福祉サービスのみならず、地域にある社会資源についての情報提供やコーディネートが重要です。障害者（児）の地域生活をより効果的に支援するために、利用者主体のケアマネジメント機能が十分に機能し展開できる相談支援機関の整備と市民、事業者、当事者の連携、協働による重層的な相談体制の整備やネットワーク化が急務となっています。

障害者（児）のニーズに応じてライフサイクルを通じた総合的・計画的な支援をするために、養護学校、地域自立支援協議会、相談支援事業者等との連携体制の構築が必要となっています。

■ 施策の体系図

相談支援体制の充実	(1) 総合的な相談体制の構築
	(2) 利用者本位のサービス提供体制の充実
	(3) 障害者のケアマネジメント体制の整備

【取り組み方策】

(1) 総合的な相談体制の構築

◆ 総合相談機能の設置

障害者やその家族が抱える各種の相談について、プライバシーの保護に配慮しながら、適切な助言と保健福祉サービスの案内などに対応することのできる総合相談機能の設置を検討します。相談機能の設置の検討にあたっては、各年齢層で発生する障害者ニーズに対応するため、障害者施策だけでなく、児童施策や高齢者施策についての情報を併せて提供することや個人に対する福祉サービスの利用計画作成（ケアマネジメント）などに対応できる体制づくりをめざします。また、既存の福祉施設などを活用し、身近な地域で相談を受けることができる体制づくりをすすめます。また、地域において障害者相談員等のピアカウンセラーや保健師等の専門職が障害者の相談に応じ、必要に応じて専門機関と連携して障害者ニーズに対応していくしくみについて整備を検討します。

◆ 各種専門機関の紹介等総合的な相談支援体制の整備

一人ひとりの利用者が必要に応じて支援を受けられるように、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用する支援、生活力を高める支援、各種専門機関の紹介等総合的な相談支援体制の整備を図ります。

◆3障害にきめ細やかに対応できる事業者の確保

大阪府及び周辺自治体との連携により、身体、知的、精神の3障害に対しきめ細やかに対応できる事業者の確保を図ります。

◆相談支援の適切な実施

相談支援を適切に実施していくため、「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援事業の運営評価、困難事例への対応のあり方等に関する助言・指導を行う体制を整備します。

◆一貫した相談体制の整備

ライフステージで途切れることなく相談支援の継続・調整を図るため、養護学校、地域自立支援協議会、相談支援事業者等との連携強化を図ります。

(2) 利用者本位のサービス提供体制の充実

◆利用者本位のサービス提供体制の充実

相談支援事業者等との情報交換を密にし、訪問相談等により事業の普及を進めるとともに、ケアマネジメントにより利用者本位のニーズに対応できるサービス提供体制の充実を図ります。そのため、以下のような取り組みをすすめていきます。

- ・ 障害者個人やその家族のニーズに合ったサービス提供ができるようピアカウンセラーなどによる障害者ニーズの把握
- ・ 障害者やその家族がもつニーズの変化にきめ細かく対応できるサービス供給体制
- ・ 社会福祉協議会等の関係機関及び民間供給主体との役割分担等について整理
- ・ サービスの質を向上させるため、専門知識や技能をもつ人材・組織の育成などによる講習会や研修会等の充実を図り、サービスを支える人材・組織の育成・確保

(3) 障害者（児）のケアマネジメント体制の整備

◆連携によるケアマネジメント体制の整備

障害者（児）や家族からの相談に応じ、一人ひとりの心身の状況やサービス利用意向などをふまえたサービス支給決定が行われるよう、保健所、保健センター、医療機関、障害福祉サービス提供事業所等との連携のもとケアマネジメント体制の整備に取り組みます。

◆ケアマネジメントの普及・啓発

障害者（児）本人や家族等がケアマネジメントを理解し活用できるよう、学習会等を開催するなどケアマネジメントの普及・啓発に努めます。

◆**研修会等の実施**

ケアマネジメントに関わる人材の育成及び資質の向上を図るため、大阪府との連携により研修会等の実施を進めます。

◆**サービス利用計画作成費の支給**

計画的な支援を必要とする障害者（児）を対象に、サービス利用の調整などを行うサービス利用計画作成費を支給します。

第5章 計画の推進体制

(1) 総合的な取り組みの推進

本計画を着実に進めていくために、本市の関係課をはじめ関係機関などとともに、計画の進捗状況や推進方策などを確認しながら、総合的な取り組みに努めていきます。

(2) 地域における各種関係団体、民間企業等の連携

障害のある人の地域移行や就労支援などを推進していくためには、本市だけでなく、市民、各種関係機関・団体や民間企業の協力と参加により、地域で一体となって取り組んでいけるよう、市民や事業所への情報の提供や啓発を行い、計画の推進を図ります。

(3) 国・大阪府との連携

計画の推進にあたって、今後、制度の見直しなども重要であるため、国・大阪府と連携しながら、制度の見直しなどの変化をふまえて施策を展開していきます。

また、障害福祉サービスに関わる人材の確保、養成などについても大阪府と連携しながら、推進していきます。

一方、本制度が施行される中で、制度そのものや障害程度区分の認定審査などに関する問題点が生じた場合は大阪府を通じて、国へ改善を要望していきます。

(4) 計画の見直し時期と評価

本計画は、3年を1期とする計画であり、平成20年度に見直しを行います。計画の見直しにあたっては、実態調査やアンケート調査等を実施し、実態や要望を把握するとともに、関係機関や当事者団体の代表による高石市障害者施策推進協議会を定期的開催し、推進状況について評価・点検を行い、その結果をふまえて推進方策の検討など計画の方向性を見直します。

資 料

資料一 高石市障害者施策推進協議会条例

(昭和54年10月1日 条例第10号 (平6条6・改称))

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第26条第4項の規定に基づき、本市に高石市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本市障害者計画の策定及び変更に関し、意見を述べること。
- (2) 本市障害福祉計画の策定及び変更に関し、意見を述べること。
- (3) 本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。
- (4) 本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至つたときは、その委員は失職するものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部で行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月18日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成6年規則第9号で平成6年6月1日から施行)

附 則(平成8年3月29日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月27日条例第18号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

資料－２ 高石市障害者施策推進協議会名簿

(敬称略、順不同)

役職名	氏名	備考
高石市医師会副会長	廣瀬 一史	会長 学識経験者
桃山学院大学社会学部社会福祉学科助教授	松端 克文	副会長 学識経験者
高石市肢体不自由児(者)父母の会会長	芋谷 昌彦	学識経験者
高石市民生委員児童委員協議会会長	石田 弘美	学識経験者
高石市社会福祉協議会会長	森本 登志雄	学識経験者
知的障害者相談員	和田 三吾	学識経験者
いずみ通所センター副施設長	松若 弘美	事業従事者
高石あけぼの会会長	角谷 喜久代	事業従事者
高石障害者作業所センター長	室井 宏文	事業従事者
身体障害者相談員	稲葉 稔	障害者
身体障害者相談員	尾上 光男	障害者
身体障害者相談員	朝長 章三	障害者
大阪府和泉保健所長	岡澤 昭子	関係行政機関
大阪府岸和田子ども家庭センター所長	山本 善造	関係行政機関
泉大津公共職業安定所長	草信 秀夫	関係行政機関
大阪府知的障害者更生相談所長	山上 時津子	関係行政機関

資料－３ 用語解説

【あ行】

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

【か行】

ガイドヘルプ

外出時の付き添いを専門に行うサービス。重度の視覚障害者や全身性障害者、知的障害者など、一人で外出が困難な人が対象となる。

居住系サービス

24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへと転換するため、日中活動系サービスと居住系サービスにわけられている。居住系サービスは生活の場におけるサービスであり、日中活動系サービスと組み合わせて利用することが望まれている。サービスとしては、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援がある。

グループホーム

地域社会の中にある住宅において、数人の知的障害者や高齢者などが、同居または近隣に居住している専任の世話人により日常生活援助を受けながら、一定の経済的負担を負って共同で生活を行うこと。

ケアホーム

地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を必要とする知的障害者・精神障害者などに対して、家事等の日常生活上の支援や食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整を目的として、必要な介護、支援を行う共同生活の場。

ケアマネジメント

障害者や高齢者の多様なニーズに対応し、各種のサービスを調整し、適切かつ継続性のあるケアを効果的に提供する一連の援助の方法。

【さ行】

支援費制度

行政が身体障害または知的障害のある方を対象とする福祉サービスの内容やサービス提供事業者を決定していた従来の措置制度にかわり、利用者の申請に基づき、市町村が決定したサービス支給量の範囲内で利用したい事業者を利用者自らが選び、利用契約を結んでサービスを受ける制度。

授産施設

身体障害者や知的障害者で雇用されることが困難な人に対し、必要な訓練を行い、職業につくことによって自立生活を支える施設。

障害者自立支援法

平成18年4月から一部施行され、10月から完全施行された障害者自立支援法は、これまでの支援費制度の自己決定・自己選択の理念を継承しつつ、

- ① 障害者の方々が障害種別（身体、知的、精神）にかかわらずサービスを利用できるよう、利用者本位のサービス体系に再編するとともに、支給決定の仕組みを透明化・明確化する、
 - ② 障害者が意欲と能力に応じて働くことができるよう、就労支援を抜本的に強化する、
 - ③ サービス量の拡大に対応して、障害者自身も含めてみんなで制度を支え合う仕組みにする中で、国や地方自治体の費用負担の責任をルール化して財源を確保しつつ、サービスを計画的に充実する、
- など、障害者が地域で安心して暮らせるようにするための、総合的な自立支援システムを新たに構築する仕組みです。

小地域ネットワーク

高齢者や障害者などが地域で安心して生活できるよう、住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を小地域で行う体制を整備すること。

ショートステイ

居宅において介護を受けることが一時的に困難となった時に、施設等で介護を受けること。

自立支援協議会

サービス利用計画の作成などを含む相談支援事業を適切に実施していくために設置される協議会。機能としては、①中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価、②具体的な困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワークの構築があげられる。

【た行】

地域生活支援事業

障害福祉サービスとは別に、障害者及び障害児が地域で自立した生活をしていけるよう、地域の実情に応じて都道府県と協力して実施する事業。事業は相談支援事業やコミュニケーション支援事業、移動支援事業などの必須事業と、そのほか地域の実情に応じて実施する任意事業から構成されている。

デイサービス

昼間に施設に通い、日常生活や社会に適応するための訓練を行うこと。給食・入浴サービスなども行われる。

【な行】

日常生活用具

障害者の日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とした用具で、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具などがある。

ノーマライゼーション

障害をもつ人も、もたない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそがあたりまえの社会であるという考え方。

【は行】

バリアフリー

障害のある人や高齢者等が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去する意味。段差をなくすことで車いすで通行可能にすることや警告床材・手すり・点字の案内板の設置など、障害者や高齢者等の利用に配慮した設計のことをいう。現在では、障害者の社会進出を拒む制度や情報、心理面などの障壁の除去として使われることもある。

ピアカウンセラー

同じ経験をもつ人同士が「仲間」（ピア）として、単に話を聞く、またはアドバイスをすることのみではなく、それぞれがよりよく生きる力をもっており、自分の状況を考え、自己決定ができるよう、相談者の心の支えになろうとする人。

福祉的就労

一般就労（企業的就労）が困難な障害者のために配慮された環境の下での就労。

訪問系サービス

訪問系サービスは、従来から実施されている居宅介護を中心としたサービスです。そのほか、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援があります。

【や行】

要約筆記

手話を使わない聴覚障害者（多くは中途失聴・難聴者）に対して、講演会や集会などで、発言者の言葉を即時に同じ意味合いで要約筆記し、オーバーヘッドプロジェクター（OHP）などで参加者に伝える方法。

【ら行】

リハビリテーション

いろいろな障害のある人々に対し、その障害を可能な限り回復治癒させて、残された能力を最大限に高め、身体的、精神的、社会的にできるだけ自立した生活に到達することを目標にするという理念とそれを実現するための方法をさす。

療護施設

常時介護を必要とする身体障害者の治療・養護のサービスの提供を行う入所施設。

資料－４ 高石市障害福祉計画（案）に対する 市民の意見と高石市障害福祉計画への反映について

平成 19 年 1 月 15 日（月）～1 月 31 日（水）において実施しました「高石市障害福祉計画（案）」についての市民意見は、4 名の方から次の 8 つの意見の提出がありました。この提出された意見について、「高石市障害福祉計画」では次のように取り扱いました。なお、意見①～⑧については、提出された意見の概要を記述しています。

－提出された意見と「高石市障害福祉計画」での取り扱いについて－

◆意見－①

言語聴覚士（S T）、作業療法士（O T）、理学療法士（P T）などによる訓練は、継続的に行う必要がある。現在、市外で受診しなければならない状況にあり、利用回数も限られるうえ、負担になっている。市内にリハビリ施設を設置できないか。

◇「高石市障害福祉計画」での取り扱いについて

障害のある子どもたちにとって、早期から継続した訓練を受けることは重要であると考えます。

松の実園では、障害児療育の一環として、言語聴覚士（S T）、作業療法士（O T）、理学療法士（P T）による訓練を園児に応じて行っているところです。今後も引き続き、訓練の回数を増やす方向で検討します。

リハビリ施設の市内での設置については、サービス提供の充実に向けた要望意見として取り扱い、今後この意見を考慮して施策等の検討を行います。

◆意見－②

日中一時支援事業の今後の方向性について、もっと具体的に提示してほしい。

◇「高石市障害福祉計画」での取り扱いについて

平成 19 年度中に市内での設置をめざし、現在、検討をしているところです。

「高石市障害福祉計画」において方向性を位置づけ、今後のサービス提供の充実に向け具体的な施策等の検討を行います。

◆意見－③

現在、子供が養護学校に在籍しているが、市内にショートステイ施設が無く、市外の施設を利用し、肉体的にも時間的にも負担となっている。卒業後も在宅にはしたくなく、デイサービスを利用したいが、市外の施設を探す必要や受け入れについ

ても不安である。市内でのショートステイ・デイサービス施設を早急に確保してほしい。

◇「高石市障害福祉計画」での取り扱いについて

21 頁に「特に、障害者やその家族が、緊急時等においてショートステイを利用しやすいように市内における施設確保や広報・PR によるサービス利用方法等の周知策に取り組み、事業の充実を図ります。」と記述しているように、市内での施設確保に努めます。

このため、この意見については、「高石市障害福祉計画」に記載している内容通りといたします。

◆意見一④

現在、利用しているサービスは、自立支援給付の居宅介護・短期入所・補装具及び地域生活支援事業のガイドヘルパーであるが、それぞれが一割負担となっており経済的に負担となっている。地域生活支援事業で、他市で試みられているように、障害区分・所得区分を細分化し、無料部分や月額負担上限を設けて利用者負担を軽減できないか。

◇「高石市障害福祉計画」での取り扱いについて

現在は、考えておりませんが、今後の利用状況等を勘案し、検討をしていきます。

このため、この意見については、「高石市障害福祉計画」において具体的な方向性が現時点では示されないため、一応、利用者負担軽減に向けた要望意見として取り扱い、今後この意見を考慮して施策等の検討を行います。

◆意見一⑤

「P 5 第5節 計画の視点 (1) 障害ある人の自己決定・自己選択の尊重」とあるが、自己決定・自己選択は重要なことである。コミュニケーション障害のある人が、本当に何事も選べる生活ができるよう、コミュニケーション障害の軽減を図るためには、日頃から専門的な指導員による写真や絵カードでの意志の伝達をする方法の導入が必要ではないか。

◇「高石市障害福祉計画」での取り扱いについて

コミュニケーション障害のある方にとって、意思表示の手段として写真や絵カードを使用することは、一つの方法だと思います。

松の実園においても、写真・絵カード等を使用して療育を行っていますが、これからも多く取り入れて対応していきたいと考えています。

◆意見一⑥

「P5 第5節 計画の視点 (1) 障害ある人の自己決定・自己選択の尊重」とあるが、「自己選択・自己決定」の順ではないか。

◇「高石市障害福祉計画」での取り扱いについて

障害がある人の視線から見れば、まず、選択をして決定ですが、P5では、市民全体からの視線からみるには、まず、障害がある人の自己決定（権）を尊重し、その上で、選択をするという視点になると考えられるため、「障害ある人の自己決定・自己選択の尊重」としています。

このため、この意見については、「高石市障害福祉計画」に記載している内容通りといたします。

◆意見一⑦

“自立支援法”では、身体・知的・精神の障害者（児）への支援が対象になっているが、幼い頃から支援や療育が必要な「発達障害」についても支援が必要ではないか。

◇「高石市障害福祉計画」での取り扱いについて

障害者自立支援法において、発達障害は障害者の定義に含まれていませんが、国は、法律の施行後3年を目途として、障害者等の範囲を検討し、必要な措置を講ずるとされています。

また、平成17年4月に施行された発達障害者支援法において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害と定義されています。そして、国及び地方公共団体は、発達障害の早期発見、就学前の発達支援、学校における発達支援、地域における生活支援等の支援を行うことになっています。

今般、策定します障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づくものですので、発達障害に関する記載はございませんが、発達障害者（児）への支援は、本市独自では限界がありますので、国、大阪府と連携し、充実に努めてまいりたいと考えています。

◆意見一⑧

療育手帳に「発達障害児者」を含む自治体もあり、高石市においても、「発達障害児者」を療育手帳の対象にできないか。また、費用負担が重くなっている医療制度（B1・B2）（発達障害）を元にもどせないか。

◇「高石市障害福祉計画」での取り扱いについて

発達障害児者を療育手帳の対象にとのことですが、療育手帳は、大阪府が子ども家庭センター又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して交付します。本市は、療育手帳の申請と交付の経路機関ですので、本市の判断で療育手帳を交付するわけにはまいりませんのでよろしくお願いいたします。

「医療制度（B 1． B 2）を元にもどしてください」とのご要望については、障害者医療助成制度は、大阪府の補助を受けて実施している制度であり、制度の改正については、困難かと存じます。また、大阪府事業以外として行う市単独事業について、いわゆる“上乘せ”、“横だし”については、本市の財政状況からして現状では困難な状況にありますのでご理解のほどお願いします。

高石市障害福祉計画

発行年月：平成 19 年 3 月

発 行：高石市

〒592-8585 大阪府高石市加茂4丁目1番1号

TEL：(072)265-1001(代表) FAX：(072)265-3100

編 集：高石市 保健福祉部 高齢・障害福祉課
